

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

鳥取県公安委員長 渡 辺 光 子

鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前												
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1) <u>道路標識等による交通の規制（<u>高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）</u>にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制を除く。）</u>の対象から除外する車両</p> <p>お列自動車（天皇の行幸、皇后、皇太子及び皇太子妃の行啓並びにその他の皇族のお成りの自動車お列として編成された自動車をいう。）及び警護列自動車（自動車に乗車している者の警護を行うため、当該自動車並びにその前方及び後方等を進行する警察用自動車により車列を編成された自動車をいう。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>最高速度の規制（<u>高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）</u>にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超えるものを除く。）</u>の対象から除外する車両</p> <p>交通の取締りに従事している車両</p> <p>(4)及び(5) 略</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1) 道路標識等による交通の規制の対象から除外する車両</p> <p>お列自動車（天皇の行幸、皇后、皇太子及び皇太子妃の行啓並びにその他の皇族のお成りの自動車お列として編成された自動車をいう。）及び警護列自動車（自動車に乗車している者の警護を行うため、当該自動車並びにその前方及び後方等を進行する警察用自動車により車列を編成された自動車をいう。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 最高速度の規制の対象から除外する車両</p> <p>交通の取締りに従事している車両</p> <p>(4)及び(5) 略</p>												
<p>別表第2（第7条の2関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>路線名</th><th>区間</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>一般国道9号 (山陰道ランプ道)</td><td>東伯郡湯梨浜町大字園地内一般国道9号(山陰道)泊東郷インターチェンジから同大字地内原交差点</td></tr></tbody></table>	路線名	区間	略		一般国道9号 (山陰道ランプ道)	東伯郡湯梨浜町大字園地内一般国道9号(山陰道)泊東郷インターチェンジから同大字地内原交差点	<p>別表第2（第7条の2関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>路線名</th><th>区間</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>一般国道9号 (山陰道ランプ道)</td><td>東伯郡湯梨浜町大字園地内一般国道9号(山陰道)泊東郷インターチェンジから同大字地内原交差点</td></tr></tbody></table>	路線名	区間	略		一般国道9号 (山陰道ランプ道)	東伯郡湯梨浜町大字園地内一般国道9号(山陰道)泊東郷インターチェンジから同大字地内原交差点
路線名	区間												
略													
一般国道9号 (山陰道ランプ道)	東伯郡湯梨浜町大字園地内一般国道9号(山陰道)泊東郷インターチェンジから同大字地内原交差点												
路線名	区間												
略													
一般国道9号 (山陰道ランプ道)	東伯郡湯梨浜町大字園地内一般国道9号(山陰道)泊東郷インターチェンジから同大字地内原交差点												

	まで		まで
一般国道9号 (山陰道)	東伯郡北栄町大谷地内一般国道9号と接続する地点から同郡琴浦町梅田地内一般国道9号(山陰道)赤碕中山インターチェンジまで		
一般国道9号 (山陰道ランプ道)	東伯郡琴浦町大字槻下地内一般国道9号と接続する地点から同大字地内一般国道9号(山陰道)大栄東伯インターチェンジまで		
一般国道9号 (山陰道ランプ道)	東伯郡琴浦町梅田地内一般国道9号(山陰道)赤碕中山インターチェンジから西伯郡大山町栄田地内一般県道赤碕中山インター線と接続する地点まで		
一般国道9号 (山陰道)	西伯郡大山町名和地内一般県道旧奈和西坪線と接続する地点から米子市陰田町地内島根県境まで	一般国道9号 (山陰道)	西伯郡大山町名和地内一般県道旧奈和西坪線が接続する地点から米子市陰田町地内島根県境まで
略		略	
一般国道313号 (北条倉吉道路)	倉吉市和田地内一般国道313号(北条倉吉道路)倉吉インターチェンジから東伯郡北栄町弓原地内一般国道9号と接続する地点まで	一般国道313号 (北条倉吉道路)	倉吉市和田地内一般国道313号(北条倉吉道路)倉吉インターチェンジから東伯郡北栄町弓原地内一般国道9号と接する地点まで
略		略	
一般県道鳥取 港湖山停車場 線	鳥取市湖山町東三丁目地内湖山東交差点から同市湖山町東五丁目地内県道伏野覚寺線と接続する地点まで	一般県道鳥取 港湖山停車場 線	鳥取市湖山町東三丁目地内湖山東交差点から同市湖山町東五丁目地内県道伏野覚寺線と接続する地点まで
一般県道赤碕 中山インター 線	西伯郡大山町栄田地内一般国道9号(山陰道ランプ道)と接続する地点から同町田中地内一般国道9号と接続する地点まで		
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。